

# 「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

**補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日**

## 対象となる事業者

次の（１）～（３）全てに該当する事業者が対象です。

（１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）

（２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

| 業種     |                                                        | 常時使用する労働者数 | 資本金又は出資の総額 |
|--------|--------------------------------------------------------|------------|------------|
| 小売業    | 小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業                                  | 50人以下      | 5,000万円以下  |
| サービス業  | 医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など | 100人以下     | 5,000万円以下  |
| 卸売業    | 卸売業                                                    | 100人以下     | 1億円以下      |
| その他の業種 | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など                         | 300人以下     | 3億円以下      |

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

（３）労働保険に加入している

## 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1／2

上限額：100万円（消費税は除く。）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。（全ての申請者に交付されるものではありません。）**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります。

## 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
  - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。

## 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

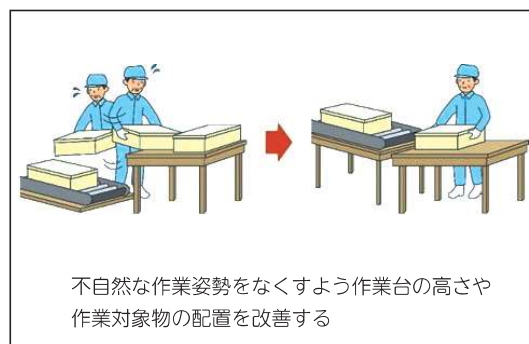
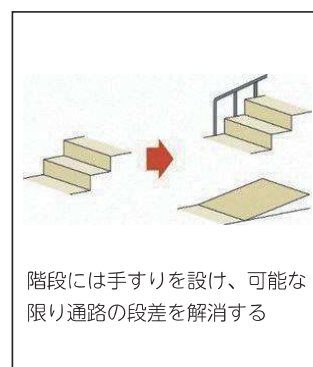
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

## 3 健康や体力の状況の把握等

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

## 4 安全衛生教育

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地に調査することがあります。

## 申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

申請期間は5月11日から10月末日までです

### ① 補助金交付申請（中小企業事業者）

- ・ 補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください(郵送のみ)。  
<https://www.jashcon-age.or.jp>
- ◎ HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認の上提出資料をそろえてください。

### ② 審査等（補助金事務センター）

- ・ 申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- ・ 必要に応じて電話で確認する場合があります。

### ③ 交付決定通知書の発行（補助金事務センター）

- ・ 審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- ・ 交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。  
不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

### ④ 対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

- ・ 交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。  
(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること。)
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。  
交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は、補助金の支払いが認められません。

### ⑤ 実績報告書・精算払請求書提出（中小企業事業者）

- ・ 実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出（郵送のみ）
- ※支払完了後、速やかに提出してください（支払日から20日以内が目安となります）
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

### ⑥ 確認、補助金の交付（補助金事務センター）

- ・ 実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

## 必要な時に手続き

### 財産を処分する場合の承認申請

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、又は廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

## 申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件（9月及び10月申請分は除く）は、申請期間中に再度の申請が可能です。  
ただし、不採択となった内容での再申請は受付できません。

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。



この補助金についてのお問合せは、

## 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月8日～12日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



### 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払に関する書類は「支払関係」宛へお送りください。

※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式1、様式1（別紙）、様式1-1、様式1-2、  
様式1-3、様式2に関するお問合せはこちら

#### 申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508  
✉ [af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp](mailto:af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp)

様式3、発注書・納品書等、支払いに  
関するお問合せはこちら

#### 支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086  
✉ [af-shiharai@jashcon.or.jp](mailto:af-shiharai@jashcon.or.jp)

### 【申請スケジュール】例）7月に申請する場合

| 申請期間（当日消印有効） | 審査期間 | 結果連絡      | 支払資料提出期日  |
|--------------|------|-----------|-----------|
| 7月1日～7月末日    | 8月中  | 8月末日～9月初め | 支払完了後速やかに |

※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります

※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

### 参考情報

#### ▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



#### ▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

#### ▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

##### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

##### ■労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366（製造業、下記以外の業種関係）
- 03-3453-0464（建設業関係）
- 03-3455-3857（陸上貨物運送事業関係）
- 03-3452-4981（林業・木材製造業関係）
- 03-3452-7201（港湾貨物運送事業関係）

無料

##### 65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

##### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

○ お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<https://www.jeed.go.jp>）から確認できます。

○ 「70歳雇用事例サイト（<https://www.elder.jeed.go.jp/>）」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。